

在外選挙制度は、国外に居住する日本国民に選挙権行使の機会を保障するための制度です。
在外選挙制度を利用するには、在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証の交付を受けなければなりません。

在外選挙人名簿の登録申請

登録資格

年齢満20歳以上の日本国民（居住国への帰化等により日本国籍を失った人は対象になりません。）で、引き続き3ヶ月以上その人の住所を管轄する領事館（大使や総領事）の管轄区域内に住所を有する人（ただし、公民権を停止されていない者）

申請書の提出方法

申請者本人又は申請者の同居家族等が必ず在外公館の領事窓口に行って申請します。
申請書は在外公館にあります。また、受付時間は、在外公館の領事窓口の受付時間です。
なお、平成19年1月1日以降は、在留届の提出時等における在外選挙人名簿への登録申請が可能となります。

登録申請の時に持参するもの

次の2種類の書類が必要です。

1. 旅券

事情があって旅券を提示できない場合は、旅券に代わる身分を証明する書類が必要です。

この書類は、国・地域によって異なる場合がありますので、旅券を持ち合わせていない人は、管轄の在外公館にお問い合わせください。

2. (1)又は(2)のいずれかの書類

(1)申請の日において、3ヶ月の住所要件を満たす者（申請書を提出する領事館の管轄区域内に引き続き3ヶ月以上住所を有することを証明する書類（住宅賃貸借契約書、居住証明書、住民登録証など））

(2)申請の日において、3ヶ月の住所要件を満たさない者（申請書を提出する領事館の管轄区域内に住所を有することとなった日として申請書に記載された日から申請の日までの間引き続き当該管轄区域内に住所を有することを証するに足りる文書）

海外に3ヶ月以上滞在する人は、旅券法第16条により在留届を提出することになっています。この在留届を管轄の在外公館に3ヶ月以上前に提出している場合は、2の書類は不要です。

在外選挙人名簿の登録市区町村

- 原則として、日本国内の最終住所地の市区町村選挙管理委員会です。
- ただし、次のいずれかに該当する人は、申請時の本籍地の市区町村選挙管理委員会になります。
 - 国外で生まれ、日本で暮らしたことがない人（住民票が一度も作成されたことがない人）
 - 平成6年4月30日までに出国された人（ただし、転出届の提出が遅れるなどにより、平成6年5月1日以降に住民票が消除されている場合は、最終住所地の市区町村の選挙管理委員会になります。）

在外選挙人証の交付

在外選挙人名簿に登録されると、投票時に必要な「在外選挙人証」が、登録された市区町村選挙管理委員会から在外公館を通じて交付されます。

その他

- ・ 住所等に変更があった場合には、新住所地の管轄の在外公館を通じて在外選挙人証を添えて変更届をする必要があります。
- ・ 死亡した場合、日本国籍を失った場合、帰国して国内の市区町村で住民票が作成されてから4ヶ月を経過した場合等には、在外選挙人名簿の登録は抹消されます。

在外投票の方法等

在外選挙の対象となる選挙

現在、衆議院及び参議院比例代表選出議員選挙のみが対象となっておりますが、平成19年6月1日以降は、衆議院小選挙区選出議員選挙及び参議院選挙区選出議員選挙も対象となります。

選挙できる選挙区

登録された市区町村の属する選挙区となります。

投票の方法

1 在外公館投票

在外選挙人名簿に登録されている人は、投票記載場所を設置している在外公館で、在外選挙人証と旅券等を提示して投票することができます。投票できる期間・時間は、原則として選挙の公示日から投票記載場所ごとに決められた日までの午前9時30分から午後5時までです。

投票できる期間・時間は、投票記載場所によって異なりますので、各在外公館にお問い合わせください。

2 郵便投票

居住している国等に在外公館がない場合、あってもその在外公館で投票を実施していない場合や投票を実施している在外公館から住所地が遠隔の地にある場合には、郵便による投票もできます。郵便投票のできる地域については、あらかじめ指定されていますので、管轄の在外公館にお問い合わせください。

3 帰国投票

選挙時に一時帰国した場合や帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、在外選挙人証を提示して国内の不在者投票と同様の手続きで投票することができます。
